

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、東広島都市計画道路三・二・二号八本松西条線を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

平成二十八年六月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画の種類及び名称

東広島都市計画道路三・二・二号八本松西条線

二 都市計画を変更する土地の区域

西条中央四丁目、西条中央五丁目、西条中央六丁目、西条町御藪宇

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県土木建築局都市計画課、東広島市都市計画課

四 縦覧期間

平成二十八年六月六日から平成二十八年六月二十日まで